

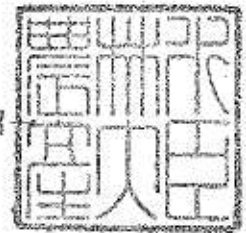
品質表示基準の見直しについて

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準
第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の
規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正」

17消安第13051号
平成18年 3月20日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 中川 昭



遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について（諮問）

下記の農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について（案）

農 林 水 産 省

平成18年 8 月24日

1 見直しの趣旨及び経緯

遺伝子組換えに関する義務表示の対象品目については、基準附則第 2 項の規定に基づき、新しい遺伝子組換え食品の商品化の状況や検出方法に関する新たな知見を踏まえて、毎年見直しを行うこととされており、平成17年度の見直しについて、平成18年 3 月22日に開催された農林物資規格調査会表示小委員会（第28回食品の表示に関する共同会議）において検討を行った。その結果、遺伝子組換えてん菜が、新たに食品として安全性審査が行われている等の状況等を踏まえ、表示対象品目に追加することが適当であるとされたことから、所要の見直しを行う。

2 検討結果

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準について、

- （１）別表 1 に掲げる対象農産物に、「てん菜」を追加する。
- （２）別表 2 に掲げる加工食品に、「てん菜（調理用）を主な原材料とするもの」を追加する。

等の改正を行う。

第 28 回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会
食品表示調査会
農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時：平成 18 年 3 月 22 日（水）

10：00～12：00

場所：日本郵政公社本社

2 階 共用会議室 A ～ D

議事次第

1. 開会

2. 議事

- （1）遺伝子組換え表示対象品目の見直しについて
- （2）加工食品の原料原産地表示について
- （3）その他

3. 閉会

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会

及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会委員名簿

(食品の表示に関する共同会議委員名簿)

【H18.3 現在】

いたくら ゆかこ 独立行政法人 国民生活センター情報分析部調査役
板倉 ゆか子

うえたに りつこ 財団法人 日本食生活協会指導部長
上谷 律子

おがさわら しょういち 日本チェーンストア協会常務理事
小笠原 荘一

○ おきたに あきひろ 日本獣医畜産大学応用生命科学部教授
沖谷 明紘

かどま ひろし 財団法人 食品産業センター企画調査部長
門間 裕

かんだ としこ 全国消費者団体連絡会事務局長
神田 敏子

ながの みさこ 東京都杉並保健所長
長野 みさ子

まいたに たみお 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
米谷 民雄

ますだ あつこ ジャーナリスト・明治大学農学部客員教授
増田 淳子

まつおか こうめい 全国農業協同組合連合会改革推進本部事務局専任部長
松岡 公明

◎ まるい えいじ 順天堂大学医学部教授
丸井 英二

わたなべ しゅういち 日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長
渡邊 秀一

(五十音順、敬称略)

◎は座長、○は座長代理

平成18年3月22日
食品の表示に関する共同会議

遺伝子組換え表示対象品目の見直しについて（案）

1. これまでの見直し経緯

遺伝子組換え食品の表示については、平成13年4月より、「食品衛生法」に基づく「食品衛生法施行規則（以下「規則」という。）」第21条及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）」に基づく「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」という。）」により、表示が義務づけられている。

遺伝子組換え食品の表示対象品目については、規則別表第7並びに基準別表1及び別表2に掲げられているが、基準附則第2項では、1年ごとに見直しを行うこととされており、平成12年3月に基準が制定されて以来、「表示対象品目の見直しの進め方について」（参考資料1－7）に従って、これまで毎年必要な見直しを行ってきているところである。

平成12年度	高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びその加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会部会（平成13年2月）)
平成13年度	・ばれいしょ加工品を表示義務対象品目に追加。 (農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会（平成13年7月及び10月）)
平成14年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 (第3回食品の表示に関する共同会議（平成15年2月）)
平成15年度	・見直しについて検討した結果、新たな品目の追加、変更は行わず。 (第14回食品の表示に関する共同会議（平成16年3月）)
平成16年度	・アルファルファ及びアルファルファを主な原材料とするものを義務表示対象品目に追加。(第22回食品表示に関する共同会議（平成17年3月）)

現在、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファの6つの農産物と、これを原材料とする加工食品のうち31食品群が遺伝子組換え表示の対象となっている。(参考資料1－5)

2. 17年度の見直しの方向

平成17年度は、遺伝子組換えてん菜について、新たにカルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の手続きが行われている等の状況を踏まえ、以下のとおり、表示対象品目に追加することが適当である。

<表示対象品目の追加>

- ① 農産物として、「てん菜」を追加する。
- ② 加工食品として、「調理用のてん菜を主な原材料とするもの」を追加する。

てん菜を原材料として調理した加工食品としては、ごく希であるが、てん菜を野菜としたてんぷらなどがある。

なお、てん菜を加工したてん菜糖（砂糖）、糖みつ由来製品などいわゆる砂糖については、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて、PCR法によるDNA定性分析を行った結果、てん菜のDNAの残存が確認されなかったため、表示対象品目としての追加は行わない。

安全性審査の状況

食品としての安全性

(H-77 系統)

平成12年7月 4日 厚生労働省より薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生バイオテクノロジー部会に対し遺伝子組換えてん菜の食品健康影響評価依頼

平成12年7月14日 同部会において議論開始

平成15年1月10日 同部会において「ヒトの健康を損なうおそれがあるとは認められない」との報告書が取りまとめられた

平成15年1月27日 1ヶ月間のパブリックコメントが開始

平成15年5月 6日 H-77 系統について、食品としての安全性審査終了告示

(H7-1 系統)

平成12年7月 4日 同部会へ食品健康影響評価依頼

平成12年7月14日 同部会において議論開始

平成15年5月16日 同部会において「ヒトの健康を損なうおそれがあるとは認められない」との報告書がまとめられた。

平成15年5月19日 1ヶ月間のパブリックコメントが開始

平成15年6月30日 H7-1 系統について、食品としての安全性審査終了告示

(2) 飼料としての安全性

H-77 系統については、平成15年4月に飼料としての安全性審査手続き終了。

H7-1 系統については、平成17年9月に飼料としての安全性審査手続き終了。

(3) 環境への安全性（カルタヘナ法のもとでは生物多様性への影響を評価）

H7-1 系統については、平成17年5月に隔離ほ場における使用について生物多様性影響評価手続き終了。栽培、輸入などの一般的使用について生物多様性影響評価の承認申請を行うため、同年12月まで隔離ほ場試験を実施。

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第七（第二十一条関係）	
	作物	加工食品
現行	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの
	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一 豆腐類及び油揚げ類 二 凍豆腐、おから及びゆば 三 納豆 四 豆乳類 五 みそ 六 大豆煮豆 七 大豆缶詰及び大豆瓶詰 八 きな粉 九 大豆いり豆 十 第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの

	とうもろこし	ばれいしよ
十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

	とうもろこし	ばれいしよ
十一 調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二 大豆粉を主な原材料とするもの 十三 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四 枝豆を主な原材料とするもの 十五 大豆もやしを主な原材料とするもの	一 コーンスナック菓子 二 コーンスターチ 三 ポップコーン 四 冷凍とうもろこし 五 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六 コーンフラワーを主な原材料とするもの 七 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九 第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの	一 ポテトスナック菓子 二 乾燥ばれいしよ 三 冷凍ばれいしよ 四 ばれいしよでん粉 五 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの

	てん菜	アルファアルファ	綿実	菜種
	調理用のてん菜を主な原材料とするもの	アルファアルファを主な原材料とするもの		
六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの				
		アルファアルファ	綿実	菜種
		アルファアルファを主な原材料とするもの		
六 第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの				

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号) の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																		
遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第 1 条 [略] (定義) 第 2 条 [略] (表示の方法) 第 3 条 [略]	遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (適用の範囲) 第 1 条 この基準は、加工食品品質表示基準第 2 条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第 2 条に規定する生鮮食品に適用する。 (定義) 第 2 条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>定 義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象農産物</td><td>組換え DNA 技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA を作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表 1 に掲げるものをいう。</td></tr> <tr> <td>遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産された農産物をいう。</td></tr> <tr> <td>非遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr> <tr> <td>特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。</td></tr> <tr> <td>非特定遺伝子組換え農産物</td><td>対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。</td></tr> <tr> <td>分別生産流通管理</td><td>遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr> <tr> <td>特定分別生産流通管理</td><td>特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。</td></tr> <tr> <td>主な原材料</td><td>原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位 3 位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が 5 % 以上のものをいう。</td></tr> </tbody> </table> (表示の方法) 第 3 条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各	用 語	定 義	対象農産物	組換え DNA 技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA を作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表 1 に掲げるものをいう。	遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産された農産物をいう。	非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。	特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。	非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。	分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。	主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位 3 位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が 5 % 以上のものをいう。
用 語	定 義																		
対象農産物	組換え DNA 技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA を作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表 1 に掲げるものをいう。																		
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産された農産物をいう。																		
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。																		
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。																		
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。																		
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位 3 位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が 5 % 以上のものをいう。																		

号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者、加工包装業者又は輸入業者との合意等により製造業者、加工包装業者又は輸入業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30cm²以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品として別表2の左欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。

ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第7項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの

ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」（○○○は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 次号に掲げるもの以外の対象農産物

ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は

(表示が不要な加工食品) 第4条 〔略〕	、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。 イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。 ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。 (2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物 ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。 イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。 3 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第1号ア若しくはウ又は前項第1号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第1項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。 4 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、第1項又は第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。 (表示が不要な加工食品) 第4条 別表2及び別表3に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項、第3項及び第4項の規定の例によりこれを記載しなければならない。 2 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表2及び別表3に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料
------------------------------------	---

(表示禁止事項)

第5条 〔略〕

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし

について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第1項及び第3項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条及び生鮮食品品質表示基準第6条に規定する表示禁止事項のほか、組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表1 (第2条関係)

- 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ

別表2 (第3条関係)

加工食品	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし

20	とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21	コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22	コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23	とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24	第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25	冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26	乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27	ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28	ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29	第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30	ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31	アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ
32	<u>てん菜（調理用）を主な原材料とするもの</u>	<u>てん菜</u>

別表3（第3条関係）

〔略〕

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

〔略〕

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

〔略〕

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

〔略〕

20	とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21	コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22	コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23	とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24	第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25	冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26	乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27	ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28	ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29	第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30	ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31	アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ

別表3（第3条関係）

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

- この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。
- 別表1及び別表3に掲げる対象農産物並びに別表2及び別表3に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1年ごとに見直しを行うものとする。
- 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成13年9月28日農林水産省告示第1335号）

- この告示は、公布の日から施行する。
- 平成13年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成14年2月22日農林水産省告示第334号）

- この告示は、公示の日から施行する。
- 平成14年12月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示について

附 則（平成１７年１０月１１日農林水産省告示第１５３５号）
[略]
附 則（平成１８年８月１日農林水産省告示第１０５１号）
[略]

は、なお従前の例によることができる。
附 則（平成１７年１０月１１日農林水産省告示第１５３５号）
この告示は、公布の日から施行する。
附 則（平成１８年８月１日農林水産省告示第１０５１号）
この告示は、公布の日から施行する。

食品としての安全性審査

参考資料1-1

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会
食品衛生バイオテクノロジー部会

食品健康
影響評価

2003/1/10
2003/5/16
部会→厚労省
評価報告書

2003/5/6
2003/6/30
官報掲載済み

手続きのスケジュール

表 示

厚生労働省
(食衛法)

農林水産省
(JAS法)

薬食審へ
諮問

JAS調査会へ
諮問

2006/3/22
第28回共同会議

1ヶ月間パブコメ

2ヶ月間WTO通報

適宜
表示部会

7月以降
総会

分科会

薬食審

省令改正

告示改正

安全性審査の経た遺伝子組換え食品一覧

厚生労働省医薬食品局食品安全部
平成18年3月22日現在

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等		官報 掲載日 (年.月.日)
じゃがいも (8品種)	ニューリーフ・ジャガイモ BT-6系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	ニューリーフ・ジャガイモ SPBT02-05系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	ニューリーフ・プラス・ジャガイモ RBMT21-129系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.9.14
	ニューリーフ・プラス・ジャガイモ RBMT21-350系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.9.14
	ニューリーフ・プラス・ジャガイモ RBMT22-82系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.9.14
	ニューリーフY・ジャガイモ RBMT15-101系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.5.6
	ニューリーフY・ジャガイモ SEMT15-15系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.5.6
	ニューリーフY・ジャガイモ SEMT15-02系統	害虫抵抗性 ウイルス抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
大 豆 (4品種)	ラウンドアップ・レディー・大豆 40-3-2系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	260-05系統	高オレイン酸 形質	デュボン株式会社	Optimum Quality G rains LLC(米国)	2001.3.30
	A2704-12	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2002.7.8
	A5547-127	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2002.7.8
てんさい (3品種)	T120-7	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30.
	ラウンドアップ・レディー・テン サイ 77系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国) Syngenta Seeds AG (スイス)	2003.5.6
	ラウンドアップ・レディー・テン サイ H7-1系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等		官報 掲載日 (年.月.日)
とうもろこし (25品種)	Bt11	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジエンタシート株式会社	Syngenta Seeds AG (スイス)	2001.3.30
	Event 176	害虫抵抗性	シンジエンタシート株式会社	Syngenta Seeds AG (スイス)	2001.3.30
	Mon810	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	T25	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	DLL25	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	DBT418	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	ラウンドアップ・レディー・トウモ ロコシGA21系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	ラウンドアップ・レディー・トウモ ロコシNK603系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	T14	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス 株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	Bt11スイートコーン	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジエンタシート株式会社	Syngenta Seeds AG (スイス)	2001.3.30
	鞘翅目害虫抵抗性トウモロ コシMON863系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2002.2.21
	トウモロコシ1507系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Pioneer Hi-Bred Int ernational, Inc., Myc ogen Seeds / Dow AgroSciences LLC (米国)	2002.7.8
	鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863系統とラウンドアッ プ・レディー・トウモロコシNK60 3系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
	ラウンドアップ・レディー・トウモ ロコシGA21系統とMON810を 掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
	ラウンドアップ・レディー・トウモ ロコシNK603系統とMON810 を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
	T25とMON810を掛け合わ せた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	デュボン株式会社	Optimum Quality Grains LLC(米国)	2003.6.30
	トウモロコシ1507系統とラウンド アップ・レディー・トウモロコシ NK603系統を掛け合わせた品 種	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュボン株式会社	Daw AgroScience LLC、Pioneer Hi- Bred International, Inc.(米国)	2004.3.3
	MON810と鞘翅目害虫抵抗性 トウモロコシMON863系統を掛 け合わせた品種	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2004.3.3

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等		官報 掲載日 (年.月.日)
とうもろこし (25品種)	鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863系統と鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2004.10.5
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t. Cry34/35Ab1 EventDAS-59122-7	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC、Pioneer Hi-Bred International, Inc.(米国)	2005.10.25
	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2005.10.25
	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2005.11.10
	トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC / Pioneer Hi-Bred International, Inc. (米国)	2005.12.15
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC / Pioneer Hi-Bred International, Inc. (米国)	2005.12.15
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7とトウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュポン株式会社	Daw AgroScience LLC / Pioneer Hi-Bred International, Inc.(米国)	2005.12.15
なたね (15品種)	ラウンドアップ・レディー・カノーラ RT73系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	HCN92	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PGS1	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PHY14	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PHY35	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PGS2	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PHY36	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	T45	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等		官報 掲載日 (年.月.日)
なたね (15品種)	MS8RF3	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	HCN10	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	MS8	除草剤耐性 雄性不稔性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	RF3	除草剤耐性 稔性回復性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	WESTAR-Oxy-235	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	PHY23	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2001.3.30
	ラウンドアップ・レディー・ カノーラ RT200系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.9.14
わた (17品種)	ラウンドアップ・レディー・ ワタ 1445系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	BXN cotton 10211系統	除草剤耐性	ストーンビルペディグリード シード*社	Stoneville Pedigreed Seed (米国)	2001.3.30
	BXN cotton 10222系統	除草剤耐性	ストーンビルペディグリード シード*社	Stoneville Pedigreed Seed (米国)	2001.3.30
	インガード・ワタ 531系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	インガード・ワタ 757系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2001.3.30
	BXN cotton 10215系統	除草剤耐性	ストーンビルペディグリード シード*社	Stoneville Pedigreed Seed (米国)	2001.3.30
	鱗翅目害虫抵抗性ワタ 15985系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2002.10.1
	ラウンドアップ・レディー・ワタ14 45系統とインガード・ワタ531系 統を掛け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
	鱗翅目害虫抵抗性ワタ15985 系統とラウンドアップ・レディー・ ワタ1445系統を掛け合わせた 品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2003.6.30
	LLCotton25	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	Bayer CropScience (ドイツ)	2004.6.28
	除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2005.4.7

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等		官報 掲載日 (年.月.日)
わた (17品種)	除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913系統とチョウ目害 虫抵抗性ワタ15985系統を掛 け合わせた品種	除草剤耐性 害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国)	2005.4.7
	ワタ281系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroSciences LLC (米国)	2005.9.5
	ワタ3006系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroSciences LLC (米国)	2005.9.5
	ワタ281系統とワタ3006系統を 掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroSciences LLC (米国)	2005.10.6
	ワタ281系統とワタ3006系統と ラウンドアップ・レディー・ワタ14 45系統を掛け合わせた品種	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroSciences L LC (米国)	2006.1.11
	ワタ281系統とワタ3006系統と 除草剤耐性ワタMON88913品 種	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	Mycogen Seeds / Dow AgroSciences L LC (米国)	2006.2.14
アルファル ファ (3品種)	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ101系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)	2005.10.14
	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ163系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)	2005.10.14
	ラウンドアップ・レディー・アルフ アルファJ101系統とラウンドアッ プ・レディー・アルファルファJ1 63系統を掛け合わせた品種	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	Monsanto Company (米国) Forage Genetics Inc. (米国)	2005.10.14

※「鱗翅目害虫」と「チョウ目害虫」、「鞘翅目害虫」と「コウチュウ目害虫」は同義です。

※ ノバルティスシード(株)は、平成13年7月からシンジェンタシード(株)となりました。

※ アベンティスクロップサイエンスジャパン(株)は、平成13年10月からアベンティスクロップサイエンスシオノギ(株)となり、さらに平成14年12月からバイエルクロップサイエンス(株)となりました。

審査継続中の遺伝子組換え食品一覧

厚生労働省医薬食品局食品安全部
平成 1 8 年 3 月 2 2 日 現 在

対象品種	名 称	性 質	申請者／開発者等	
パパイヤ	55-1	ウイルス抵抗性	ハワイパパイヤ産業協会 (有限会社マック)	Cornell University, University of Hawaii, The Upjohn Company (米 国) Agricultural Research Servic e /USDA
とうもろこし	高リシントウモロコシLY038系 統	高リシン形質	日本モンサント株式会社	Renessen LLC. (米国)

※ とうもろこし(CBH351)については、平成 1 4 年 6 月 5 日付けで諮問が取下げられました。
※ パパイヤ55-1については、平成 1 4 年 1 0 月から申請者がパパイヤ管理委員会からハワイパパイヤ産業協会にかかりました。

遺伝子組換え食品の表示

- 遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品には、「食品衛生法（食品衛生法施行規則（以下「施行規則」）第5条第1項）及び「JAS法（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7上第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（以下「基準」）により、以下のような表示が義務づけられています。

（遺伝子組換え食品の表示方法）

- （1）従来のものと組成、栄養価等が著しく異なるもの^{注1）}

高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする大豆油等



義務表示

「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等

- （2）従来のものと組成、栄養価等が同等のもの

- ① 農産物及び加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品（豆腐、スナック菓子等31食品群）

ア 分別生産流通管理^{注2）}が行われた遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換えのものを分別」「遺伝子組換え」等

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物、及びこれを原材料とする加工食品



義務表示

「遺伝子組換え不分別」等

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物、及びこれを原材料とする加工食品



任意表示

「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等

- ② 加工後に組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が残存しない加工食品（食用油、醤油等）



任意表示

注1）（1）は消費者の選択に資するための表示であり、JAS法（「基準」）のみにより定められている。

注2）遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起らないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

分別生産流通管理が適切に実施されている場合には、5%以下の意図せざる混入はやむを得ないものとして認められている。

○ 表示の対象となる食品

(1) 農産物（6作目）

大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、
アルファルファ

(2) 加工食品（31食品群）

加工食品群	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、おから及びゆば・	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類・	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰・	大豆
8 きな粉・	大豆
9 大豆いり豆・	大豆
10 1 から 9 までを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆(調理用)を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰め	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く）	とうもろこし
23 とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 16 から 20 までを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 25 から 28 までを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ

注1) 表中 10～15、21～24、29～31 は食品群を表しており、これに該当する加工食品は相当数になる。

注2) 主な原材料とは、加工食品の全原材料のうち、重量が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量割合が5%以上のものをいう。

注3) 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、ひろく認められた最新の技術によっても検出できない加工食品については、表示の対象外としている。具体的には、醤油、大豆油、コーンフレーク、コーン油、異性化液糖などが該当する。

参考資料 1－6②

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

平成12年 3月31日制 定
平成17年10月11日最終改正

（適用の範囲）

第1条 この基準は、加工食品品質表示基準第2条に規定する加工食品及び生鮮食品品質表示基準第2条に規定する生鮮食品に適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
対象農産物	組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産された農産物の属する作目であって別表1に掲げるものをいう。
遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産された農産物をいう。
非遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。
特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。
非特定遺伝子組換え農産物	対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。
分別生産流通管理	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
特定分別生産流通管理	特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。
主な原材料	原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。

（表示の方法）

第3条 対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）のうち次の各号に掲げるものの表示に際しては、製造業者、加工包装業者又は輸入業者（販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあつては、当該販売業者）は、加工食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、その容器又は包装に次の各号に規定するところにより、対象農産物について記載しなければならない。ただし、容器又は包装の面積が30㎠以下である場合は、この限りでない。

(1) 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する加工食品とし

て別表2の左欄に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

- ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。
- イ 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。
- ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表2の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が1種類のみである場合には加工食品品質表示基準第3条第7項の規定により原材料名を省略するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする加工食品（これを原材料とする加工食品を含む。）であって同表の中欄に掲げるもの

- ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。
- イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第7項の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

2 対象農産物の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 次号に掲げるもの以外を対象農産物

- ア 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。
- イ 生産又は流通のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を記載すること。
- ウ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を記載するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

(2) 別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物

- ア 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組

換えのものを分別」、「〇〇〇遺伝子組換え」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。

イ 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表３の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」（〇〇〇は、同表の左欄に掲げる形質）等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「〇〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。

３ 分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる遺伝子組換え農産物又は非遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第１項第１号ア若しくはウ又は前項第１号ア若しくはウの確認が適切に行われている場合には、第１項又は前項の規定の適用については、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

４ 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第１項第２号ア又は第２項第２号アの確認が適切に行われている場合には、第１項又は第２項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。

（表示が不要な加工食品）

第４条 別表２及び別表３に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であって主な原材料でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第１項、第３項及び第４項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

２ 対象農産物を原材料とする加工食品であって別表２及び別表３に掲げる加工食品以外のものの対象農産物である原材料については、遺伝子組換えに関する表示は不要とする。ただし、当該原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前条第１項及び第３項の規定の例によりこれを記載しなければならない。

（表示禁止事項）

第５条 加工食品品質表示基準第６条及び生鮮食品品質表示基準第６条に規定する表示禁止事項のほか、組換えＤＮＡ技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語は、これを表示してはならない。

別表１（第２条関係）

- １ 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）
- ２ とうもろこし
- ３ ばれいしょ
- ４ なたね
- ５ 綿実
- ６ アルファルファ

別表２（第３条関係）

加 工 食 品	対 象 農 産 物
１ 豆腐・油揚げ類	大豆

2 凍豆腐、おから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原材料とするもの	大豆
13 大豆たん白を主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターチ	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原材料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）	とうもろこし
23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
25 冷凍ばれいしょ	ばれいしょ
26 乾燥ばれいしょ	ばれいしょ
27 ばれいしょでん粉	ばれいしょ
28 ポテトスナック菓子	ばれいしょ
29 第25号から第28号までに掲げるものを主な原材料とするもの	ばれいしょ
30 ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの	ばれいしょ
31 アルファルファを主な原材料とするもの	アルファルファ

別表3（第3条関係）

形 質	加 工 食 品	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	大豆
	2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	

附 則（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第108号）の施行の日から施行し、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用する。

2 別表 1 及び別表 3 に掲げる対象農産物並びに別表 2 及び別表 3 に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組えられた DNA 及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等にする新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1 年ごとに見直しを行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、生鮮食品及び加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況等を踏まえつつ、この告示について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日農林水産省告示第 1335 号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成 13 年 12 月 31 日以前に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以前に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 14 年 2 月 22 日農林水産省告示第 334 号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成 14 年 12 月 31 日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 17 年 10 月 11 日農林水産省告示第 1535 号）

この告示は、公布の日から施行する。

(平成 13 年度第 1 回農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会資料 1 より抜粋)

平成 13 年 7 月 16 日
農林物資規格調査会部会

表示対象品目見直しの進め方について

遺伝子組換え食品の義務表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）に基づく遺伝子組換えに関する品質表示基準（以下「基準」という。）により、対象農産物として別表 1 に掲げる 5 つの農産物と、対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして別表 2 に掲げる 24 の加工食品群がその対象として定められている。

これら義務表示の対象となっている食品については、上記基準の附則第 2 項により、遺伝子組換え農産物の流通実態、食品中の DNA の検出方法の進歩、消費者の関心等を踏まえ、1 年ごとに見直しを行うこととされている。

この見直しについては、以下の方針で行うこととする。

1. 農産物

義務表示対象農産物については、組換え DNA 技術を用いて生産された農産物の属する作目として基準の別表 1 に掲げられている。

別表 1 以外の農産物であって、厚生労働省における安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性のあるものについては、本部会を開催し、当該品目の追加について審議を行うこととする。

なお、現在までのところ、新たな品目について安全性確認は行われていない。

2. 加工食品

義務表示対象加工食品については、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして 24 食品群が基準の別表 2 に掲げられている。

この義務表示対象加工食品の決定に際しては、平成 11 年に農林水産省において 217 点の食品を分析し、DNA が検出されたものを選定した。

本見直しにおいても同様の考え方をとることとし、義務表示対象農産物を原材

料とする加工食品であって、義務表示対象加工食品以外の品目について、独立行政法人農林水産消費技術センターがその時点において確立された最新の検出技術によりDNA定性分析を行い、その分析結果に基づき、別表2の見直しを行うこととする。

3. 分析方法

前回の分析では、実態として遺伝子組換え農産物のみを用いて加工した食品が入手できないことから、市販の加工食品について、原料農産物に由来するDNAが残存しているかどうかをPCR法で分析し、残存が確認された場合には、遺伝子組換え農産物を原料に使用した場合に組み換えられたDNAも残存する可能性があるものとしており、本見直しにおいても、同様の方法を採用することとする。

パブリックコメント等募集結果

1. 規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた意見・情報

(募集期間：平成18年3月28日～4月27日)

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（一部改正）

受付件数：0件

2. WTO通報による各国のコメント

(受付期間：平成18年5月29日～8月3日)

受付件数：0件

平成18年6月6日
厚生労働省
農林水産省

「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正案」に対する意見・情報の募集の結果について

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）の一部改正については、平成18年3月28日から4月27日まで、パブリック・コメントを募集しました。その結果、意見等は寄せられませんでした。

記

1. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・意見募集要領及び参考資料を厚生労働省及び農林水産省のウェブサイトに掲載
- ・農林水産省、地方農政局等の窓口で関連資料を配付

（2）意見提出期間

平成18年3月28日から平成18年4月27日まで（郵送の場合は4月27日消印有効）

（3）意見提出方法

インターネット、郵送又はFAX

（4）意見提出先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
農林水産省消費・安全局表示・規格課

2. 意見募集の結果

- ・インターネットによるもの・・・0件
- ・郵送又はFAXによるもの・・・0件
- 合 計 ・・・0件

関連情報：食品の表示制度に関する共同会議関係

URL：<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/jasindex.htm>

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0322-4.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

担当：松岡、有本、関井

TEL：03-5253-1111（内）2921、2444

TEL：03-3595-2341（夜間直通）

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当：足立、中村、古川

TEL：03-3502-8111（内）3307、3309

TEL：03-3501-3727（夜間直通）